

刊行にあたって

外国為替業務の分野は多岐に及び、しかもさまざまな法律知識と取引の仕組みの理解が必要となるため、これらすべてに精通するには大変な努力が必要となります。それでもあせらず一つひとつ理解できる範囲を広めていけば、ある程度の目標に到達できます。その結果、内部事務を担当されている方は自信をもって正確・迅速に業務をこなせるようになるでしょう。また、渉外部門を担当されている方には、顧客ニーズに合った高度な知的サービスの提供も可能となります。

本書は、銀行業務検定試験「外国為替3級」の受験参考書として刊行されたものです。銀行業務検定試験「外国為替3級」では、法令知識を問う問題が多数出題されています。このため本書では、第1章から第3章までを外国業務に関連する法令・約定書の記述に集約しています。そして第4章からは業務の流れに沿って、前述の法令を応用し各項目の理論と事例を交えた実務的な説明に重点をおいています。過去の試験問題については『外国為替3級問題解説集』に収録されておりますが、本書では受験用の知識はもちろんのこと、日々の業務にも役立つよう最新の動向も盛り込んでアップデートを図っています。実務家にとって役に立つ内容であることから、試験を離れてもご利用いただけるものと確信しております。

本書を『外国為替3級問題解説集』と併せて活用されることにより、より効果的な準備ができることでしょう。銀行業務検定試験「外国為替3級」に合格されることを祈念してやみません。

2019年6月

経済法令研究会

※本書は、従来の「受験対策シリーズ」から「公式テキスト」に名称変更したものです。



目次

刊行にあたって

学習の手引・本書の利用のしかた (5)

過去 4 回の出題項目 (6)

外国為替 3 級 出題範囲 (11)

第 1 章 外為関係法令

- 1 外為取引に係る法令・国際ルール …………… 2
- 2 URR725, ISBP745, URC522, インコタームズ® 2010 の
ポイント …………… 14
- 3 外為業務におけるマネー・ローンダリング防止対策 …………… 26
- 4 外為法による規制と適法性の確認・報告義務 …………… 38

第 2 章 外為関係の約定書と外国為替の基本

- 1 外為関係の約定書 …………… 62
- 2 外国為替の基本 …………… 70

第3章 UCP600の規定内容

UCP600の規定内容	80
-------------	----

第4章 輸出為替

1 輸出為替の基本事項および共通事項	110
2 信用状付輸出為替	122
3 信用状なし輸出為替	135
4 輸出金融	144

第5章 輸入為替

1 信用状付輸入為替	150
2 輸入ユーザンス・その他輸入金融	163
3 T/RとL/G	172
4 輸入B/C（信用状なし輸入為替）	180

第6章 外国送金

1 仕向外国送金	188
2 被仕向外国送金	203

第7章 小切手の買取・取立

小切手の買取・取立	210
-----------	-----

第 8 章 外貨両替

外貨両替	218
------------	-----

第 9 章 為替相場

1 外国為替相場	228
2 為替予約	242
3 為替操作・為替持高	252
4 為替リスク回避策	256

第 10 章 外貨預金・非居住者円預金・ インパクトローン

1 外貨預金・非居住者円預金・FATCA	264
2 インパクトローン(外貨貸付)とユーロ円インパクトローン	272

第 11 章 資本取引・国際金融

1 国際金融市場	278
2 国際金融取引	288
3 デリバティブ取引	293

第 12 章 外為取引実践

1 外為取引推進	310
2 海外進出支援	321

1

外為取引に係る法令・国際ルール

〈学習上のポイント〉

外為業務を行ううえでは銀行等の内部規定はもちろん、外為業務にかかわる種々の法令知識を身につけておく必要がある。ここでは外為業務に必要な関連法令をあげ、概略を説明する。個々の法令の詳細については各節で解説する。関連法令の種類と概略をまず最初に頭の中で整理しておこう。

1. 外為取引関連の主要国内法令

(1) 外為法（外国為替及び外国貿易法）

外為法は、外国為替、外国貿易その他の対外取引を包括的に管理する、わが国の対外取引の基本法となっている。

外為法は、外国為替、貿易取引その他の対外取引が自由に行われることを基本とし、対外取引に対して必要最小限の管理または調整を行うことにより、平和と安全の維持およびわが国経済の健全な発展に寄与することを目的としている（外為法1条）。このように外為法は1998年の改正により「原則自由・例外規制」が基本となっている。

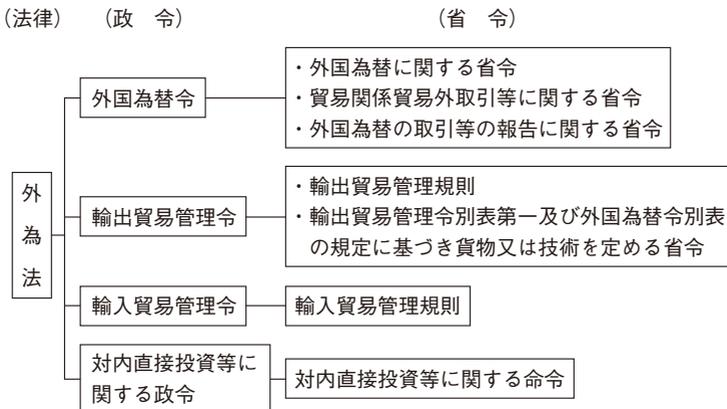
①外為法は、本邦法人の代表者、代理人、従業員が、その海外支店や工場等、外国においてその法人の財産や業務についてした行為や、本邦内に住所のある個人が、外国においてその人の財産や業務についてした行為についても適用される（外為法5

過去問題

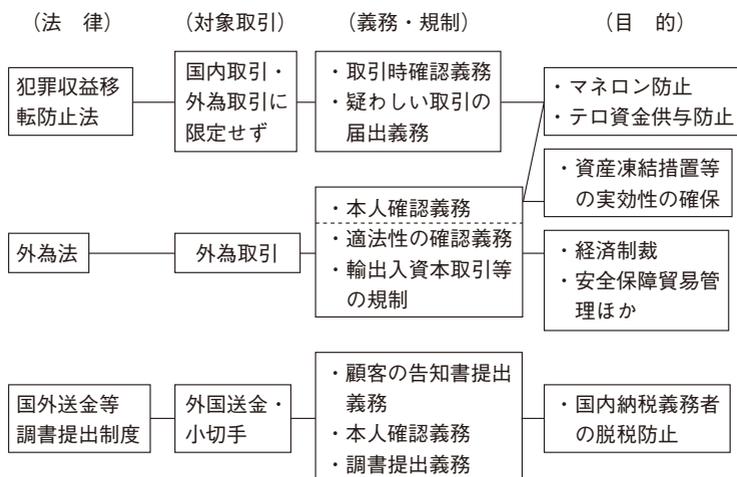
- ・2019年3月問2
- ・2018年10月問2
- ・2018年3月問36
- ・2017年10月問4

- 条：外為法の適用範囲)。
- ②主務大臣は、わが国の国際約束の誠実な履行と国際平和に寄与するために必要があると認めるときは、支払等について許可を受ける義務を課することができるとしている（外為法 16 条）。…経済制裁措置の発動。
- ③銀行等には「適法性の確認義務」と「本人確認義務」を課している（外為法 17 条、18 条）。
- ④輸出取引の規制では、わが国の安全保障貿易管理制度として、リスト規制とキャッチオール規制がある（外為法 25 条、48 条）。
- ⑤輸入取引の規制では、(イ)輸入割当を受けるべき貨物の規制（数量規制）、(ロ)特定の出産地・船積地域からの特定貨物の輸入規制（特定地域規制）、(ハ)地域を特定せず特定貨物の輸入規制（全地域規制）、(ニ)事前確認と通関時確認による輸入規制、がある（外為法 52 条、輸入貿易管理令 9 条）。

●図表 1-1 外為法関係の主要法令体系



●図表 1-2 外為関係国内法令の概念図



(2) 犯罪収益移転防止法（犯罪による収益の移転防止に関する法律）

マネー・ローンダリングの防止とテロリズムに対する資金供与の防止を目的とする法律で、銀行等には取引時確認や疑わしい取引の届出の義務が課されている。

(3) 国外送金等調書提出制度

「内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律（略称：国外送金等調書法）」にもとづく制度であり、納税義務者の外国為替その他の対外取引および国外資産の国税当局による把握をできるようにして、所得税、法人税、相続税等、内国税の適正な課税の確保を図ることを目的としている。

なお、2014年1月から施行されている「国外財産調書制度」では、総額5,000万円を超える国外にある財産を保有する居住者に、

その財産の種類や数量・価額等、明細を記載した「国外財産調書」の所轄税務署宛て提出義務を課している（国外送金等調書法5条、6条）が、根拠法は国外送金等調書提出制度と同じでも、制度の内容が異なる。

2. 外為法の内容

(1) 外為法の主務大臣等

外為法の主務大臣は、貨物の輸出入および仲介貿易については経済産業大臣とし、それ以外の取引は財務大臣とされている（外為法における主務大臣を定める政令1条）。したがって、大まかにいえば、外為法にもとづく管理は、モノとサービス（役務）は経済産業省、カネの面は財務省と区分できる。

また、税関は財務省の下部機構であり、外為法や関税に関する法律にもとづき、貨物の輸出入については経済産業大臣の指揮・監督・委任を受けて貿易管理事務を行っている。

日本銀行は、財務大臣の委任を受けて、外国為替資金特別会計（いわゆる外為特会）の運営（為替の介入等）を行うとともに、財務大臣または経済産業大臣の委任を受けて、各種の許可申請書・承認書・届出書の受理、報告書の徴求、外国為替諸統計の管理事務を行っている。

(2) 外為法改正で自由になっている取引

外為法は、国内の規制緩和の流れ、国際情勢の変化、国際金融のグローバル化等を背景とした累次にわたる改正を経て現在に至っている。特に1998年の改正では、事前の許可・届出制度を原則として廃止し、事後報告制にするとともに、外国為替公認銀行制度、両

過去問題

- ・2018年3月
問1
- ・2017年10月
問1,問2

【執筆協力】

奥田 善生

☆ 本書の内容等に関する訂正等の情報 ☆

本書の内容等につき発行後に訂正等（誤記の修正等）の必要が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.khk.co.jp/>）に掲載いたします。

（ホームページ「書籍・DVD・定期刊行誌TOP」の下部の「追補・正誤表」）

銀行業務検定試験 公式テキスト **外国為替3級** 2019年10月・
2020年3月受験用

2019年7月26日 第1刷発行

編 者 経済法令研究会
発行者 金子 幸 司
発行所 (株)経済法令研究会
〒162-8421 東京都新宿区市谷本村町3-21
電話 代表03-3267-4811 制作03-3267-4897

営業所／東京03(3267)4812 大阪06(6261)2911 名古屋052(332)3511 福岡092(411)0805

制作／経法ビジネス出版(株)・恒吉栄治 印刷／あづま堂印刷(株) 製本／(株)ブックアート

© Keizai-hourei Kenkyukai 2019

ISBN978-4-7668-4366-8

経済法令研究会のホームページ

<https://www.khk.co.jp/>

定価は表紙に表示してあります。無断複製・転用等を禁じます。落丁・乱丁本はお取替えます。